

宗麟の狩獵に関する文献

立

川

輝

信

目 次

- 一、大友家年中作法日記
- 二、宗麟以前の狩獵関係文書
- 三、義鎮は若年より狩獵好き
- 四、義鎮公の鷹狩
- 1、大友興発記
- 2、西国盛衰記
- 五、義鎮禁中より御鷹拜領
- 六、足利義昭、宗麟の鷹を所望
- 七、宗麟と雉焼
- 1、大友興廢記
- 2、西国盛衰記
- 八、宗麟の諸所山獵
- 1、大友興廢記
- 2、西国盛衰記
- 3、筑紫軍記

一、大友家年中作法日記

一七四

三月十日の比より方々の狩也。狩奉行とて、狩に心得たる衆申付、休庵代より、臼杵掃部助、寒田紀伊入道申付候。能々狩に心得たる衆ならてハ、不申付候。よの公役にかハリ、筋目分限不入候。又猪鹿奉行とて、鹿取沙汰の衆申付候。休庵代より田北内蔵助、臼杵掃部助、小原若狭守、風早相介、薬師寺備後守、板井左京入道、小原加賀入道、此衆狩きやうし也。鹿皮をは在々所々の法式奉行、ときり、きやうし、等に申付、はらせ、狩はて候て、進納候。猪鹿^猪の時ハ、犬をよき所にて、宿老聞次、其外近辺の衆、由布、玖珠、日田、諸郷庄衆、くし取を以、左右三被立候。又勢^勢こには、其所の役人、諸給人、並勢子召列、同前に追申候。又せこ奉行とて、近辺の足からく下知候衆を、すくり候て、狩の大小により、十人も廿人も、申付候。自然猪出かね候へは、左右の衆引あひを以、勢子^板人くしにて出し候。時宜により、自身も勢子に入候。何方にも、始て獵の物をは、れうざ^ハきと候て、ことなく召よせ、御前にまな林をならべ、しょ奉行衆庖丁候て、ことなくに被下候。猪の肉をは、前の日より、ときりに申付、しょ奉行壠忍を以、庭にて被調候。後ハ、各へ、うたへせ候て、いかにもうき／＼とある座敷にて候。是をしょざ^ハきと申候。近年定たるやうに、小原若狭守うたひはしめ申候。臼杵、ひろはえ、津久見、あか崎、ほとのくし、山香、あさみおもて、其外鹿狩之分ハ、自身、しかきに立申候。其時ハ、宿老衆之内、又ハ聞次、其外かち立達者の人をえらひ候て、脇にたて申候。上うち、下うち、と申ハ、立候のうちを、しかきより、高きかたになすを、上うちと申候。下うちとハ、しかきより、下ニ、うちをなすを、下うちと申候。野かた山、なりによる事にて候。しかき奉行と申候ハ、右の猪奉行、前の日より、しかきをさし、上うち、下うち迄の、しかきをさし置也。しかきの柴ハ所の猪法式の奉行、狩行事など、馳走申候。近年は、合うちに、吉弘加兵衛入道宗^信守たてられ候。あひうちとハ、此方に向合立候て、しょを此方のかたへ、あひかくるを、相うちと申候。夫より近辺衆、次第くに被立也。多分下うちの方にハ、由布、玖珠、日田郡衆、立申也下うちのあひうちにハ、宗麟代より、野上大和守立申候。自然、猪、鹿共ニ、むれにて候へは、上うち、下うちの衆、五張、

十張程ハ差寄候。次ニうらしかきの事、近辺公役通の若き衆に申付候。無筋目衆ハ、立不申候。狩はにより、多少あり。又中追とて、狩に心得たる衆申付候。佐伯をだのわたり狩の事、明日と申、今日佐伯参候て、ふすへ革のはかま、かりまた甘、いかにもからに念を入れ、父子ニ進上申候。近辺衆にも、或革はかま、或かりまた等、差遣候。当日の顔、迎として、ぐら置馬二疋、衛藤と申ものを相そへ、父者、次男、三男、さては家中無余儀ものを差出候。佐伯悴者之分ハ、あハせに、かたきぬ、革はかまにて、狩杖を持候。狩ほつれ候へは、棧敷にて、七五三の振舞有。勿論、後段ある也。供之衆、下々までも同前。二地番座宮仕ハ、佐伯悴者也。太刀、目錄、進上候。又太刀、かたな、巻物之間、拝領させ候。惣而、在々所々の狩之時ハ、逗留中其所の給人、政所調也。其故、政所にハ、一稜相感候て、一種ツゝ差遣候。在々所々にて、伽之衆、無足の衆、其外覺悟衆、中間衆、ミマヤ、力、執当迄、人夫をいれ、雜事を調、其上、猪さつきの時の、酒、肴、朝夕の行水迄相調候。旧例とハ申なから、人民のなやミ、不過之事ニ候。其上、猪、鹿法度候へは、耕作共荒終候間、いかに候ても、人民休所なく候。宿誘等迄其所々より仕候。於後代も、狩を取沙汰候共、右之条々、人民のなやミにて候條、堅停止肝要之儀候。在々所々へ、狩と候て、行候も、其所の立柄、見聞候て、人民をすぐるへきたために候間、能々分別入へき事にて候。猶々狩の時、弓、うつほをは到明寺御代このかた、由布院、滝河内の給人の内、岩重なる衆に申付候。休庵以来、八坂隼人佐、板井兵部、此衆ニ申付候。猪、鹿共ニ獵之時ハ、宿老、聞次、近辺之衆へ、皆々拝領させ候。待屋とて、白杵にハ薬師寺、宇薄、津久見にハ仲津留名字之中へ申付候。野津にハ久土知、広田大膳、近年飼申候。先代ハ、所々方々へ候つる、中比より、多分転退申候。是も其所々より飼申候条、人民のつまりに成申候。当世に相ざる儀候。他方江、一円其沙汰なき事にて候。方々の狩ほつれ候へは、端午の前に成申候。待居^至に行候時ハ、待屋奉行膳を上申候。小串をほてにさし候て參、是を茶せんと名付申候。(続大友史料五)

二、宗麟以前の狩獵關係文書

(待) 屋の左右ねん比に承候、悦喜申候、殊大猪しかとつき候由候、祝着候、むべなとも、被引付候哉、可然候、申付候て可レ進レ之候、弥可レ被添レ心事肝要候、恐々謹言、

五月廿一日

薬師寺右馬助殿

津久見遠江守殿

(大分県史料(12)第二部三九七)

待屋之左右承候、令^ニ悦喜^ニ候、其以後坪まで不レ出候哉、無レ由^ニ存候、乍レ去^ニ待屋をもなおし候へく候條、猪のうせぬやうに可レ有^ニ覺悟^ニ、候事、可^ニ喜入^ニ候、事々以^ニ而可^ニ申候、恐々謹言、

十二月四日

薬師寺右馬助殿

津久見遠江守殿

(天友)
義長(花押)

(大分県史料(12)第二部三九八)

勢山之大猪事、以^ニ奉行^ニ可^ニ被^ニ執候へ共、此間被^ニ飼置^ニ候、殊近來大猪にて候間、弥申合可^ニ被^ニ飼付^ニ候、可与^ニ風越^ニレ執候、猶津久見左馬助可^ニ申候、恐々謹言、

卯月廿七日

薬師寺備後守殿

義鑑(花押)

津久見伯耆守殿

(大分県史料(12)第二部四〇八)

三、大友義鎮若年より狩獵好き

義鎮公は御幼少の頃より狩獵を好んでいたことが次の記事によつて知ることが出来る。

(前略) 或時、老中御親父義鑑公へ御曹司のいん仰遣れ候はん事、御尤に存奉る由申上る。是に於て、義鑑公御文を以て御指南仰遣れければ、少聞召入たまえども、やゝもすれば、例の御行儀は多分なり。常に御鷹、川狩、鹿狩の御遊山なり。御幼少より人に替りたる御弓勢にて渡らせたまひき。

(大友興廃記—五郎御曹司御そだち之事)

四、義鎮公の鷹狩

1、大友興廃記

天文十五年丙午十月上旬の比、五郎御曹司義鎮公御鷹狩なさるべきとの御諭にて、逸物の大鷹十二居、小鷹十二居仰付らる。御供は御近辺若手の衆斗にて、府内植田辺へ御出なされ、いつより御機嫌克く、色々御雑談仰出され、御近衆を二手に分られ、御獵くらべなざれんとの御意にて、イ鷹六居は御手廻り、残る六居は大鷹六居、小鷹六居は御手廻り殊に六居は御近辺衆に仰付らる。二百餘人のせこも二手に御配なり、狩場に闇取の御定なり。御狩場はさゝごへの辺なり。此篠越に、皆百合若大臣の鷹綠丸追善の堂有。是に依て古依なりと御雑談にて、互にいさみ御つかひなさる。御手廻りの方々は、未だ未の刻より前に雉子九ツ、内四ツは御拳にての御獵なり。扱、御應仰付られたる一手の方へ、急ぎ御鷹の鳥持參候へと、御文立、則、持參仕候に雉子五ツならでは獵なし。御隨身御鷹に取をとりたるとて、弥御氣色よく渡らせ給ひ、夫より小鷹狩あそばされんと仰られ、植田の里を狩せらる鶴多く、御拳にて数多御獵あり。(後略)

2、西国盛衰記

去程に天文十五年十月上旬、御曹司義鎮、鷹野あるべしと催され、逸物の大鷹十二据、小鷹十二据、御供は近習若手の者共なり、府内早田(種田)辺に出給ひ、獵比べすべしとて、供の者共を二手に分けられ、鷹をも大鷹小鷹を二つに分け、二百餘人の勢子をも一手に分け、狩場も籠サカニを取て定め、篠越辺を狩り給ふ。未だ未の刻にも及ばざるに、義鎮の手へ雉子九つ獵取つ

たり。其内四つは五郎殿拳にて取り給ふ。又一方の手には漸々雉子五つならでは獵取らざれば、吾隨身の鷹には取り劣りたるよとて、弥々氣色快然たり。其れより小鷹狩し給はんとて、早田（種田）里を獵り給ふ程に、鶴多く拳にて狩り給ふ。（後略）

五、大友義鎮禁中より御鷹拝領

大友家は、代々其外万事愚なる事なく、家風勝れたり。百六代御奈良院の御宇に、大友義鎮公、古庄三郎を使者として、京都へ上せ、御音信の奏聞あり。天子御歡威ましくて、豊後の使者を召す。使者參内して、大庭に畏り居たる所に、天子より大友に御鷹を下さるべきとの緯言有て、若き女房の渡す鷹を直に請取んは如何と思ひ、鷹の肉相のふりを見、口餌を取出し見せければ、御鷹の使者の拳に渡る。其時、常のしきにて、則宿所へ帰りける。天子より御鷹拝領と兼て覚悟なき事なるに、口餌を持参仕たる事奇特なり。殊に女房の御鷹を居出る事、是又案の外なり、時に当つての作意、比類なき分別とて、月郷雲客に至るまで、御感有しとかや。（大友興廢記）

六、足利義昭、宗麟の鷹を所望す

（元龟）

二年辛未三月、義昭、賜三内書於宗麟、以被_レ求_ニ後鷹。

去年已來、度々申越、若鷹之事、所望候間、迎之儀、急度、差上候者、別而、可_レ為_ニ感悅候鷹數上候者、猶以、可_ニ悅喜古鳥屋、不_レ珍候間、若鷹望候、委細者、申_ニ含祐範上人_ニ候也

（足 利 義 昭） 花押

三 月 八 日

大友左衛門督入道どのへ

（立花家所藏大友文書—田北学編大友史料第一輯所收）

七、宗麟と雉焼

(一)

1、大友興廢記

大友宗麟公天正の初め、三月上旬に南郡一万田表に御出有て、花の木影に仮屋をかけ、二夜三日の御酒宴あり。折節、金剛大夫下着に付て召連られ、花の馬場に於て一日の御能あり。其後、方々へ御應狩仰付られ、一手は朽網の里を狩する。折節、黒岳の麓より雉一つ出て、南を指て行を見るに、一雉をすぎ二雉を過ぐ。統て遠近を計るに三雉をものび、終に入田名鴉岳に落つ。井原氣ノ石水にふれて羽を休む。夫、一雉とは常の雉、一羽飛行間を、一雉ノ城と是を号く。朽網黒岳より入田鴉岳までは、凡道程十里也。直に飛行くとも、二百八拾餘町も有べきを、一羽に行事名なしの雉ならでは、成難き事共なりと云ひあへり。夫神代に、名なしの雉を天より使に下し給へると云ふ事あり。又、八重羽の雉などゝ世話にも云へり。玄は、歌に箸鷹のこもつちこへ、或は舛かきの羽などゝ読みしも、却て此雉の羽は夫にもまさりなんと皆云へり。其後、一逸の鷹を集め、終に鴉岳の近所にて是を取り見るに、常の雉には替り、両翅二重なり。さればこそ、八重羽とも云つべき也。一万田に於て進上す。宗麟公御喜悦なされ、近所より同公の侍、又は御供の下々に至るまで漏さず下さるゝに、不足の故に豆腐を焼て雉チと號す。豊後国には其より初る由聞ゆ。(後略)

2、西國盛衰記

されば天正の初め三月上旬、大友人道宗麟、一万田の花の木陰に仮屋を掛けさせ、二夜三日の酒宴あり、折節金剛大夫、下着せしかば相異せられ、花の馬場に於て、三日猿楽能を見物あり、其後方々へ手を分けて應狩ある、其ノ内、一手は朽網の里を狩する處に、黒嶽の麓より、雉一つ南を指して飛行くを見れば、一雉を過ぎ、二雉過ぐ、統て遠近を計るに、二雉をも延びて、終に入田名鴉岳まで田原氣の石水に触れて羽を休む。夫れ一雉とは常の雉の一羽に飛行く程を一雉と号す。朽網黒岳より入田鴉岳までは、凡道程十里なり。直に飛行くとも、二百八十餘町は有るべきを、一羽に飛行くこと、神代の昔に在りし

と伝へ聞きし、名なしの雉とも云ひつべしと、諸人肴有の思ひをなせり。其後一逸の鷹を集め、終に鴉岳の近所にて是を取る能くよく見れば常の雉とは替り、両翼ともに二重なり、是を宗麟に指上げければ、宗麟大に悦び給ひ、八重羽の雉とも云ひつべしとて、頓て料理せさせ、諸士末々に至るまで、泄さず是を賜はりけるが不足なりしかば、豆腐を焼きて雉と号し、是を施し給ふ。世に雉焼と云へるは、是よりぞ始まりける。

八、宗麟諸所山獵

1、大友興廢記

宗麟公、多年の御勇力を以て、數国を召し隨へらるるについて、九州の諸將、此君を渴仰す。然るに弓箭の御行の餘日には、狩場の御遊興折々なり。此度は佐伯表イ田のト野シノノを狩らせられん由仰出さるる。佐伯紀伊介惟教御諭承り、其用意あり。佐伯表のト野は前嶋、柴山、釜崎、此二ヶ所はト野とて、堅く御法度仰付られ、御狩ならでは獵師人事なし。御狩の為め惟教馳走にて、佐伯宮の内と云ふ所に、仮屋を立てらる。其間つもり、

一御広間十五間

一遠侍九間

一寝所五間

一御台所六間（イ十三間、六間あり）

一御鷹部屋式拾間

一御馬屋式拾間

一御長屋六拾間

右仮屋と云ひながら、結構に相調へらるる。天正二年甲戌四月十五日に、宗麟公、義統公其外御一門衆、佐伯へ御越山なざる。

る、其近辺衆、國中の諸大名悉く御供なり。若手の大名御供は、臼杵鑑速の子息勝之太郎統景、田原勝之四郎親虎、此兩人は若干にして、花月をあひせり。親虎は公家柳原殿御公達を、田原近江守親堅人道紹忍養子のために申て下したる人なり。宗麟公御寵愛淺からず。扱其比、金剛、金春、觀世、宝昌、備中屋一吹、かうの五郎次郎、高安与五郎、似俄下向の時分なれば、御狩に召しつれらるゝ。同十五日の夜御仮屋にて御囃あり。（中略）同十六日前島の御狩、或は大入島ともいふ。此嶋廻り三里、南北に長し。平生ト野にて鹿多し。牛馬の牧あり。堀切とて中の狭き所に御鹿垣あり。宗麟公、是に御立なさる。御鹿垣の内は、御小扈從衆其外廻り御近辺衆の鹿垣、其近所にうしろ射手あり。鹿垣の段々斯の如く定め、北より脊子を入れて追ふ。馬も牛も、鹿にまじはりて出る。牛馬をば追ひかへせ共、少々は御鹿垣迄出るもあり。矢比能く追かけ奉る故、御矢先違はず。殊に御弓勢強く御座あるに依り、遊ばしたる鹿とどまらずと云ふ事なし。鹿数々出るに依りて、御鹿垣を漏れ、近所の鹿垣へ行もあり。其處をも漏れ行く鹿をば若手の衆、或は足輕飛付取り伏するもあり、取りて乗るもあり。是は力わざなり。しかも御前にて晴れがましき手柄なり。扱又、此島の南より脊子を入れても、右の堀切りの御鹿垣へ出る。比類なき御慰みなり。十六日の御狩に鹿五百頭とどまる。其夜は宮の内の御仮屋に御帰りなされ、御酒宴御謡など遊ばされ、明十七日に彦嶽の麓、柴山を狩らせらる。其日の獵鹿式百參頭留る。同十八日に釜戸崎の御狩、小田の渡りと云ふ所にて、御鹿垣に立たせらる。其故、小田の御狩とは是を云ふ。其日四百八十頭、内三拾餘は、若手足輕生捕の鹿なり。釜戸崎より津井の浦へ御出なさる。是にも仮屋を立て、御膳参る。七五三あり。未の刻より宮の内へ御帰りなさる。城山の御狩あり。鹿八十三留る。四日御狩過、廿日の日は久部・堅田両所にて、御鷹狩あり。其夜御仮屋に於て種々御咄しの次手に大宮八幡の神主を召し出し、前嶋の牧の始まりは存候はぬかと仰出さる。（中略）宗麟公聞召、面白き物語申上たるとて、御感なされ、御帷子單物など神主拝領す。同廿一日に丹生嶋へ御帰城なり。

一、天正二年申戌の秋、津久見山にて笛野を遊ばるる時、鹿笛の上手は誰か有べきと仰出さる。御近辺衆相心得候者は、佐伯に御座候はんと申上る。則、佐伯惟教に仰遣さる。佐伯床木と云ふ所に、六郎五郎と云ふ鹿笛の上手あり。惟教の下知

に付て、津久見へ参り、宗麟公の御案内を致す。鹿垣を構へ、御屋形を置奉り、御後口にて笛を吹く。則、鹿寄来る。御鹿形はや遊ばさんと成さる。鹿笛を吹時は、口を放ち物を言へば、音切れて鹿寄らざるものなり。遊ばず事を早く御座候。御待候へと申心にて、御屋形を踏奉る。其後、能き矢頃に来る時、はや遊ばされ候へと申心にて、又踏奉る。笛の上奉御指図申奉る故、矢場に遊はし留め、御喜悦浅からず。殊に宗麟公を六郎五郎、遅速の相図に踏み奉ること、御氣色に入り御感成され、御腰の物、御服拝領す。一文不通の下駄も、馴れたる事には能分別出来る物なり。精は道に依つて賢しとは是成るべし。権道の義を守る則は、君を踏み奉りても、事により其恐れなかるべしと聞ゆる。(下略)

一、同三年乙亥の四月、宗麟公、野津山を狩せらる。佐伯惟教、侍を出し御馳走あり。内面の侍大勢罷り出づる。同因尾より柳井左馬介、杉谷兵部少輔、敷田右馬介、柳井大炊介、此等を先として、数多野津山へ罷出る。野津の内畠を御狩なさる時、大の猪、御鹿垣をぬれて出る。大勢の中をあけて通す。板井左京亮つとより、猪に取つき、組もつれて遙かの谷へ猪と共に落る。終に組したがへ留めを刺し、四人にかかせ御前に出る。宗麟公御感の御言葉を下し給ふ。

一、同四年丙子の四月十日の日、宗麟公、義統公津久見ひろはいへ御出なされ御狩あり。惟教より河野三左衛門、広末与左衛門寺嶋大学、広末源亮、此等獵に相心得たるに依て、津久見へ差遣はさる。其時大の猪御鹿垣へ出る。義統公遊ばす。され共矢一筋にて留まらず。後射手を出し射る。矢疵二つ負ひ、怒て人をかけ倒し牙を鳴らし、息荒くあれていきほふ氣色は、象の牙にこそ劣らざりけれとよみしも、實に理りなり。爰に、佐伯惟教の侍、寺嶋大学と云ふ者、つと飛付き、猪の首に抱きつき、十間斗り猪に引かれて乗り移り、しかり毛に取つく。猪いよ／＼怒り、尾を越へ谷を過る。河野三左衛門、広末与三左衛門杯相取をせんとする。大学御前なれば、一人にて取べしと云ふにより、只だ見物し居たり。大学。脇差を以て遂に突留む。四人にてかかせ御前へ参る。御両殿、四郎忠綱以来の手柄と御雑談なされ、御感浅からず、金子拝領して帰る。

2、西国盛衰記

天正二年三月、臼杵、多良田津留にて、猿樂能を七日興行あり、翌日は佐伯表、ト野を狩すべしと、佐伯紀伊ノ介惟教に下

知せらる。前島、此田、竈崎、此三箇所はト野と号し、國主ならでは狩する事堅く禁制の處なり。去程に惟教は佐伯の宮内云ふ所に、夥しく仮屋を構ふ。十九間の広間、九間の遠侍、五間の寝所、十二間の台所、二十間の廄、六十四間の長屋を造作す。斯くて四月十五日入道宗麟、嫡子新太郎義統、佐伯の狩場に出で給ふ。若手の輩には、臼杵越中守鑑連嫡子、勝之太郎統景、田原近江守親賢入道紹忍が子、四郎親虎以下を相員せらる。此親虎は、柳原大納言の公達なりしを紹忍申下して養子とせし故、宗麟も他に異に思はれけり。其比令剛、今春、觀世、宝生、幸五郎次郎、高安与五郎、似我、備中屋など云ふ者共、下向せし折柄なれば、是も狩場に相員せられ、同じ十五日の夜、仮屋にて囃あり。高砂、松風、朝長なり。囃過ぎしかば、樂屋より今春八郎、宗麟の前に出で、臼杵勝太郎殿、鼓勵能の由承り及び、役者共一同に望み候と云へば、入道悦び統景一番打ち候へと下知せらる。則野宮宣しからんとて、大夫は今春八郎、大鼓は大倉仁介、笛は春日又左衛門、小鼓は臼杵勝之太郎、手を尽して打しかば、諸人感に堪へかねたり。宗麟感悦斜ならず、切りに猩々の乱れ、八郎壺打て舞へよと宜ふ。畏つて候と、今春是を舞ます。入道宗麟悦喜あり、褒美として、黄金吳服以下、諸役者に与へられければ、其座の輩何れも肩衣を脱いで出しけり。其後紀井介惟教種々饗應、善尽し美尽せり。翌十六日、前島を狩り給ふ。又は大人島とも云す。

廻りは三里、南北は長うして鹿多く、牛馬の牧あり、堀切とて中の狹き所に鹿垣を結せ、宗麟是に立ち給へは鹿垣の内には児小姓数輩相詰むる。北より勢子を入れて狩立てれば、牛馬とも鹿に交はり逃出る。牛馬をば追返すと雖も、少々は大将の鹿垣まで出るもあり。宗麟元來強弓の手だれなれば、突矢アゲヤ一つもなく、鹿多く射止めらる。若者共我劣らじと、飛かゝつて鹿を取り伏するもあり、又は取て乗るもあり、其日鹿五百頭ぞ狩取りける。

翌十七日には、彦嶽の麓を狩り、二三百頭獲給へり。次の日は竈崎を狩つて、小田渡と云ふ處に鹿垣を結せ立ち給ふ。其日は四百八十頭、内三十は若干足輕共生捕りたり。竈崎より、津井浦へ出て給へば、爰にも佐伯仮屋を構へ置き、七五三の饗應あり。未の刻より宮内に帰り給ひ、翌日は城山を狩りて猪八十三を獲らる。翌二十日には、久部堅田にて鷹野あり。
(下略)

3、筑紫軍記

一八四

天正二年四月十六日、大友宗麟、郎従、近習を貰して、佐伯ト野（うらの）に狩して鹿五百餘を得たり。同十七日彦嶽山麓紫山に狩す。鹿二百を得たり。同十八日釜戸島に狩して四百八十餘を得たり。内三十は勇力の健士生捕にす。同十九日宮の内城山に於て猪鹿八十三を得たり。以上四日の山獵千二百六十六を得たりき。同二十日久部堅田に放鷹す。その秋、津久見山に笛野せんと欲して、佐伯床木村の六郎五郎を召す。是れ鹿笛の妙手なり。時に宗麟の後に在て笛を吹きしに、忽ち鹿出で來りたり。武衛（宗麟）將に是を射んとす。六郎五郎是を踏み留む。而後にも亦踏留めるを則ち射斃し給ひて、武衛大きに感悦あり。腰刀衣服を賜ふ。同三年四月野津山に狩す。大猪十寸丸出でたり。近習阪井左京亮と云ふ血氣猛勇の壯士立向ひ、前肢を捕つて谷に抛げ、つづいて飛び下り、遂に突き殺してけり。人足四人にして荷ひ米り見参に入れければ、武衛感賞せられ、見る人各舌を巻にする。天正三年四月津久見に狩す。時に猪の十寸丸（ときまる）出づ。新太郎義統弓を発して之に中つ。猪奮怒して人を害す。時に佐伯紀伊守惟教が若鶴寺島大学と云ふ者、猪の首を摑み捕えて歩むこと三十歩許りにして、遂に是に騎つて突き殺す。強力の人足四人して荷ひ来る。武衛及び義統共に賞美有りて、仁田四郎忠常以来なりとて黄金を賜はりける。云々